

各法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

新型インフルエンザに係る対応について

標記について、本日、大阪府新型インフルエンザ対策本部において、5月25日から都市機能の回復に取り組むこととし、事業の自粛要請等を行わない方針を決定しました。

つきましては、豊中市、吹田市、茨木市、池田市、高槻市、八尾市、箕面市、島本町及び能勢町に所在する保育施設、高齢者通所施設等について、休業要請の期間は5月24日(日)までとします。(ただし、「豊中、吹田、茨木市内に施設等を有する法人」については、昨日お知らせしたとおり5月23日(土)までとします。)

また、各施設所管課からもFAXやホームページで各施設・事業所へ周知しておりますので、参照していただきますとともに、今後とも新型インフルエンザの蔓延防止に向け、御留意いただきますようお願いいたします。

〔参考〕

大阪府ホームページ【緊急情報】：<http://www.pref.osaka.jp/>

首相官邸ホームページ 新型インフルエンザ対策本部(第4回会合) (平成21年5月22日)

「基本的対処方針」「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」「対処方針Q & A」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課 監理 G

TEL 06 - 6944 - 6663

FAX 06 - 6944 - 1982